

## 第246回大阪海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時	令和5年2月15日(水) 午後3時00分から午後3時20分
2 場 所	大阪府咲洲庁舎23階 海区委員会室
3 出席委員	今井 一郎、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、伊瀬 隆二、樋口 正明、村上 知子、鍋島 靖信(専門委員)
4 府関係者	池田 孝雄、中村 良弘、山脇 敏広、新瀬 幾恵、寺倉 涼子、吉見 翔太郎、中村 咲良、大美 博昭(水産技術センター)
5 事務局	井坂 浩一、久保 佳洋、宗石 瞬
6 議事事項	委員会 (1) 漁業許可の公示について (2) くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について (3) 海区漁場計画(案)に係る公聴会の開催について (4) その他
7 議事概要 事務局 (井坂書記長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から第246回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思いますが、その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。</p> <p>携帯電話をお持ちの方に注意事項として、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。</p> <p>本日は、岡委員、田中委員、多田委員の3名が欠席となっております。結果、委員7名に出席いただいておりますので、本日の委員会が有効に成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第にありますとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「漁業許可の公示について」</li> <li>・「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」</li> <li>・「海区漁場計画(案)に係る公聴会の開催について」</li> </ul> <p>の3件でございます。</p> <p>それでは、今井会長、議事の進行よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>ただ今から、第246回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>はじめに、本日は委員会ですので、議事に入ります前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第9条第2項の規定に基づき私から指名</p>

	<p>させていただきます。</p> <p>議事録署名人につきましては、常松委員と村上委員にお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題 1、「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (吉見技師)</p>	<p>大阪府水産課の吉見でございます。漁業許可の公示に関して、諮問させていただきます。</p> <p>大阪府漁業調整規則第 11 条第 1 項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。</p> <p>また、同条第 3 項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。</p> <p>それでは、海区委員会資料 1 をご確認いただき、参考資料 1-1 の諮問文のとおり、前回の委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。</p> <p>海区委員会資料 1 をご覧ください。表にあります通り、刺網漁業 1 隻、潜水器漁業 1 人について、新規許可の要望が出ております。申請すべき期間については、許認可方針通り、刺網漁業については 1 か月、その他の漁業については 2 か月間としております。</p> <p>なお、漁協からの新規要望の内訳については、参考資料 1-2 に掲載しております。</p> <p>説明については以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>(質疑等なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>特にご質問等が無いようですので、議題 1 については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。</p>

各委員	(異議なし)
会長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事務局 (井坂書記長)	(答申案読み上げ)
会長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、引き続き、議題2の「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (中村主事)	水産課の企画・豊かな海づくり推進グループの中村と申します。 議題2の説明をさせていただきます。 委員会資料の参考資料2-1をご覧ください。諮問文の写しでございます。漁業法第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を定めたいので、同法第16条第2項の規定に基づき諮問いたします。 くろまぐろの知事管理区分の令和5管理年度は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっています。 都道府県は、国から配分された漁獲可能量をもとに、各都道府県の資源管理方針に基づく、知事管理区分に配分する漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされておりますため、お諮りするものです。 次に、参考資料2-2をご覧ください。 くろまぐろの令和5管理年度の漁獲可能量の当初配分について、昨年12月12日に開催されました、国の水産政策審議会 資源管理分科会で審議・承認され、翌日12月13日付けで水産庁が公表している資料です。

	<p>くろまぐろは、国際約束に基づく漁獲上限の遵守のため、30 キログラム未満の小型魚と、30 キログラム以上の大型魚に分けて、海域に面する全ての都道府県に、漁獲可能量が数量で配分されます。</p> <p>大阪府では、くろまぐろの漁獲実績がほとんどありませんが、混獲の管理のための数量として、くろまぐろの小型魚については「0.1 トン」が、また大型魚については「1.0 トン」が配分されています。</p> <p>次に、参考資料 2-3 をご覧ください。先程ご説明しました、国の水産政策審議会資源管理分科会で承認された漁獲可能量の配分を受け、令和 4 年 12 月 13 日付けで農林水産大臣から大阪府知事あてに、令和 5 管理年度における都道府県別の漁獲可能量の当初配分の通知があり、大阪府のくろまぐろの漁獲可能量は、令和 4 管理年度に引き続いて、くろまぐろ小型魚 0.1 トン、くろまぐろ大型魚 1.0 トンでの配分となっております。</p> <p>次に、海区委員会資料 2、今回の案をご覧ください。</p> <p>くろまぐろに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量につきまして、「大阪府に配分された漁獲可能量」は、小型魚 0.1 トン、大型魚 1.0 トンでしたので、2 の「知事管理漁獲可能量」は、大阪府くろまぐろ（小型魚）漁業に対して 0.1 トン、大阪府くろまぐろ（大型魚）漁業に対して 1.0 トンと設定したいと考えております。</p> <p>以上で、議題 2 についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>(質疑等なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、議題 2 については、水産課の案を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>異議なしとのことですので、水産課の案のとおり承認させていただきます。</p>

	<p>す。</p> <p>事務局から答申案をお願いします。</p>
事務局 (井坂書記長)	(答申案読み上げ)
会長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	<p>ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。</p> <p>それでは、引き続き、議題3「海区漁場計画(案)に係る公聴会の開催」について審議したいと思います。</p> <p>本件については、「海区漁場計画(素案)の関係者協議の状況」について、まず水産課から説明をいただき、その後、本日議題としている公聴会の開催について、事務局から説明いただきたいと思います。</p>
水産課 (久保補佐)	<p>海区漁場計画(素案)の現在の経過について説明します。前回1月の委員会において説明させていただきました素案をもって、2月3日から3月6日までパブリックコメントを実施させていただいております。これについては今のところ、意見が寄せられていません。関係者協議についてはこの素案をもって大阪港湾局と海上保安庁と協議を行いました。海上保安庁から、漁場の位置の数字的に微妙なずれがあるとの指摘を受けており、この修正をもって海上保安庁と協議の上、パブリックコメントの結果と合わせて、問題がなければ、素案を大阪海区漁場計画案としたいと思います。委員会を開く前に計画についての公聴会を開く必要があり、公聴会の日程について皆様に審議していただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
会長	ありがとうございます。ただ今水産課から説明があった点について、何かご意見、ご質問等はございませんか。
各委員	(質疑等なし)

<p>事務局 (井坂書記長)</p>	<p>それでは、引き続いて本日の議題であります、公聴会の開催について、事務局から説明させていただきます。</p> <p>漁業法第64条第4項で、漁場計画を知事が策定するにあたっては、「知事は海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」とされており、同条第5項で「知事から諮問のあった漁場計画について、海区委員会が意見を述べるにあたっては、あらかじめ公聴会を開催し利害関係人等の意見を聞かなければならない。」とされています。</p> <p>また、公聴会に関しては、本委員会で「公聴会に関する手続規程」というものを定めています。参考資料3をご覧ください。第2条で、「委員会において、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議を行う。」こととし、第4条で「公聴会を開こうとするときは、その開催期日から少なくとも10日前に、開催の日、場所、意見を聴こうとする案件を大阪府公報等で公示する。」こととしています。</p> <p>知事から諮問がある「海区漁場計画(案)」については、次回委員会でご審議いただくこととしまして、本日は、この公聴会を開催することについて、ご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>公聴会の具体的日程等については、委員会資料3の「公聴会の開催について(案)」をご覧ください。</p> <p>日時は、令和5年3月23日(木)15時から15時30分、場所は、この海区漁業調整委員会会議室です。</p> <p>なお、事情により、公聴会の時間等に変更が必要となった場合の対応につきましては、会長にご一任いただきたく思います。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の事務局からの提案に関して、意見・質問がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑等なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、事務局案の日程で、公聴会を開催することとしてよろしいでしょうか。</p>

各 委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございます。異議なしとのことですので、事務局の方で公聴会の準備をお願いします。
事 務 局 (井坂書記長)	<p>公聴会の開催について決議いただきありがとうございます。大阪府公報に登載するべく手続きを進めてまいります。</p> <p>なお、公聴会を開催するにあたり、委員の皆様にご留意いただきたい点がございます。先ほどご覧いただいた公聴会に関する手続規程第3条で、「公聴会においては討論及び表決は行わない。」こととしています。また、第10条をご覧いただくと、「委員は公述者に対し質疑はできるが、公述者は委員に質疑することはできない。」としており、公聴会は、意見を述べようとする者、いわゆる公述者から意見を聞くための場であり、委員から公述者に質疑をすることは可能ですが、公述者が委員に意見を求めたりすることはできませんので、その点注意をお願いしたいと思います。</p>
会 長	<p>ただ今の説明について何かご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>特にないようであれば、本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。</p> <p>ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。</p>
事 務 局 (井坂書記長)	先ほど公聴会を3月23日15時から行うことについて決議をいただきましたが、公聴会終了後委員会を予定していますので、あわせてよろしくお願いたします。
会 長	<p>ほかに何かありませんか。</p> <p>ないようであれば、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p>